

大阪市告示第1516号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）第13条第1項及び大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（平成26年大阪市規則第142号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 事案その1

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和7年6月14日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年8月19日午後6時17分頃、同禁止区域である大阪市中心部道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	細見 将生 堺市堺区出島町

2 事案その2

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和7年6月27日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年8月27日午後6時34分頃、同禁止区域である大阪市中心部道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
------------------------------	--

当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	佐々木 康耀 大阪市住之江区新北島
--	----------------------

3 事案その3

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和7年8月26日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月29日午後9時1分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目8番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	高田 剛志 堺市堺区大浜北町

4 事案その4

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和7年7月30日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年8月30日午後7時39分頃、同禁止区域である大阪市中心区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
------------------------------	--

当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	本田 琉斗 堺市美原区多治井
--	-------------------

5 事案その5

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	令和7年9月3日付けで、条例第11条第7項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同月16日午後6時5分頃、同禁止区域である大阪府中央区道頓堀1丁目6番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	細見 将生 堺市堺区出島町

（市民局区政支援室地域安全担当）